

■ 排煙設備の設置の基準

対象建築物または建築物の部分	左記の対象建築物または建築物の部分のうち設置免除部分	
<p>1. 特殊建築物(下記(一)～(四)で延べ面積が500㎡を超えるもの)</p> <p>(一) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場</p> <p>(二) 病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、養老院、児童福祉施設等</p> <p>(三) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場</p> <p>(四) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を含む店舗(>10㎡) (・対象外建物、学校等)(令126条の2、1項二号)</p>	<p>②～⑨</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令126条の2第1項</p> <p>(本文)</p> <p>① 高さ31m以下にある居室で、「防煙壁」で床面積100㎡以内に防煙区画されたもの</p> <p>(一号)</p> <p>② (二)の病院等のうち防火区画された部分で、床面積が100㎡(高さ31m以下の部分にある共同住宅の住戸にあたっては200㎡)以内のもの</p> <p>(三号)</p> <p>③ 階段部分、昇降機の昇降路部分などのほか局部的な倉庫・物入れ・書庫・洗面所・便所・ダクトシャフトなど</p>
<p>2. 階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物</p> <p>●対象外建築物</p> <p>(1) 学校等(上に同じ)</p> <p>(2) 機械製作工場・不燃性の物品保管倉庫などで、主要構造部が不燃材料で造られたものなど(令126条の2、1項二号)</p> <p>(3) 危険物貯蔵場、処理場、自動車車庫、せんい工場など(法令の規定により不燃ガスまたは粉末消火設備を設けたもの)(平成12年建告1436)</p>	<p>①～⑨</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">平成12年建告1436</p> <p>④ 左記対象外建築物中(3)に類する部分</p> <p>⑤ 高さ31m以下の建築物の部分にある室(居室を除く)で、内装仕上を不燃・準不燃とし、かつ主要な出入口に防火戸を設けたもの(法別表第一(イ)欄の建築物の主たる用途に供する部分で地階にあるものを除く。以下⑥、⑦、⑧で同じ。)</p> <p>⑥ 高さ31m以下の建築物の部分にある室(居室を除く)で、床面積100㎡未満に防煙間仕切りしたもの</p> <p>⑦ 高さ31m以下の建築物の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに防火区画することができ、かつ内装仕上げを不燃・準不燃としたもの</p> <p>⑧ 高さ31m以下の建築物の部分にある居室で、床面積100㎡以下とし、かつ内装下地仕上げ共不燃とし防煙間仕切りとしたもの</p> <p>⑨ 高さ31mを超える建築物の室又は居室で、床面積100㎡以下に防火区画し、かつ内装仕上げを不燃・準不燃としたもの</p>
<p>3. 排煙上有効な開口部の面積の合計が当該居室の床面積の1/50以下である居室</p> <p>●対象外建築物は、上記2と同じ</p> <p>その他、階数が2以下で延べ面積が200㎡以下の住宅、長屋(床面積合計で200㎡以下)の住戸の居室で当該居室の床面積の1/20以上の有効換気窓等があるもの(平成12年建告1436)</p>	<p>②</p> <p>⑦～⑨</p>	<p>⑥ 高さ31m以下の建築物の部分にある室(居室を除く)で、床面積100㎡未満に防煙間仕切りしたもの</p> <p>⑦ 高さ31m以下の建築物の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに防火区画することができ、かつ内装仕上げを不燃・準不燃としたもの</p> <p>⑧ 高さ31m以下の建築物の部分にある居室で、床面積100㎡以下とし、かつ内装下地仕上げ共不燃とし防煙間仕切りとしたもの</p> <p>⑨ 高さ31mを超える建築物の室又は居室で、床面積100㎡以下に防火区画し、かつ内装仕上げを不燃・準不燃としたもの</p>
<p>4. 延べ面積が1,000㎡を超える建築物における床面積が200㎡を超える居室</p> <p>(対象外建築物は、上記2と同じ)</p>	<p>①④⑦</p>	